

情報発信について考えよう

著作権ってどう守る？



著作権とは

○著作権とは

- ・作品(著作物)に対して著作者がもっている権利
- ・勝手に利用・複製されない権利

○著作物の対象となるもの

- ・小説、漫画、作文
- ・音楽、動画や映画
- ・ダンスの振付
- ・絵や版画、写真

著作物を取り扱う際の注意点

著作物を利用する際には、著作者の許諾が必要です。

しかし、**私的利用**の場合に限り、許諾なしで利用することができます。

○私的利用とは

『個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲』に限り、著作物を利用できる

利用可

- ・スマホの壁紙
- ・家で見る範囲の録画

利用不可

- ・SNSのアイコン
- ・一部録画等の投稿

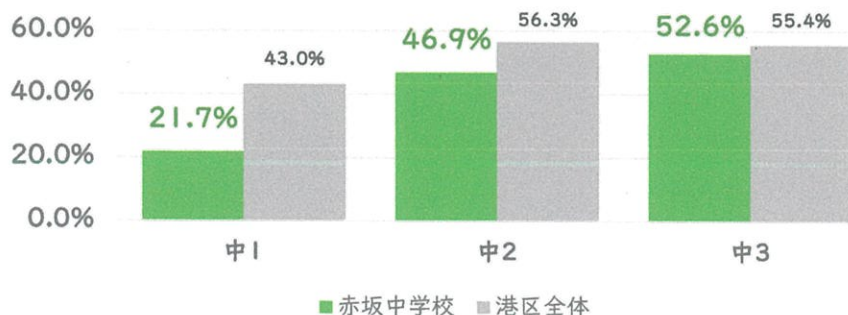
赤坂中学校「ネット利用における実態調査結果」(2022年度)より

※対象 生徒97人

著作権についての設問において、正答率が港区全体よりも低い結果となりました。

SNS利用時の著作権の利用について、理解を深める必要があります。

著作権はいつ発生するでしょうか。正しいものをひとつ選択してください。



- ① 作品を作った時
- ② 他者に見せた時
- ③ 文化庁に登録した時
- ④ 管理団体が認定した時

SNSの利用と著作権

SNSのアイコンにアニメのキャラクターなどにすることは、著作権違反です。SNSでは、アイコンの他にも、漫画の無断転載等様々な違反のリスクがあります。著作者の権利を侵害しないために、一度見直してみることをおすすめします。

私物端末の利用時間、利用用途を把握するために

スクリーンタイム



(Apple製品向け)

自分自身や子どものアプリ、Webサイトなどの利用時間を把握できます。また、お子さんのアップルIDをファミリーとして登録すると、お子さんの利用内容、時間もしっかり管理することができます。

ファミリーリンク



(Android製品向け)

子どものアプリやWebサイトの利用時間を把握できます。アプリのダウンロードや利用時間の制限も可能です。位置情報の確認もできます。



保護者ができるサポートとは

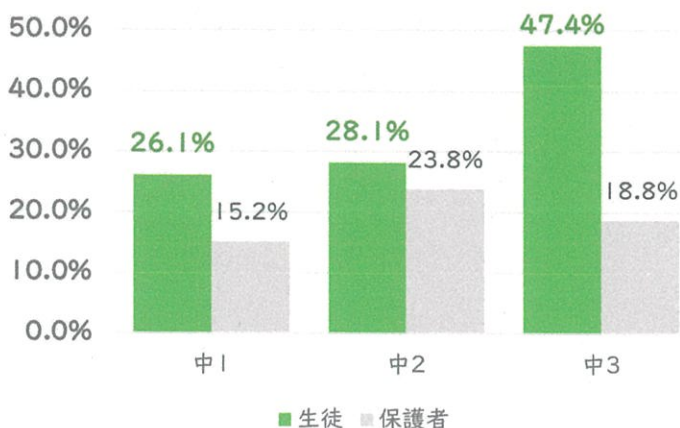
- ー「このゲーム、どうやってやるの?」
- ー「今、流行っている動画を教えて!」
- ー「学校のタブレットでどんなことをしているの?」

家庭で与えるスマートフォンやゲーム機、また学校から貸与されるタブレットやパソコンを、どんな用途で使っているか?をぜひ興味をもって聞いてください。

周りの大人が子どものICT機器の利用を肯定的にとらえることで、利用に関して後ろめたい思いをさせない、隠れた使用を防ぎます。サポートとは、サービスやアプリの使い方を覚えて教えることではありません。デジタルネイティブの子どもたちの力を信じ、その使い方とメリット、デメリットを確認し、困ったときには一緒に考え、判断することがサポートになります。

子どもの実態に合わせてルールを見直すことが大切

赤坂中学校「ネット利用における実態調査結果」(2022度)より



生徒と保護者の結果に差異が生じており、保護者が「ない」と回答した割合よりも、児童が「ない」と回答した割合が2年生以上の学年において高くなっております。家庭内でのルールを児童が認識できていない可能性があるため、今一度ご家庭でルールについてお話をしてみてください。

